

2024 (令和6) 年度 八王子労働基準監督署町田支署のとりくみ

~安心して働き活躍できるTOKYOへ~



八王子労働基準監督署町田支署の管轄区域は町田市全域となっています(適用事業場数 は約1万2千、労働者数は約13万9千人(令和3年経済センサス-活動調査))。

町田市の人口は約43万人、面積は約72平方キロメートルであり、主な産業は、卸・ 小売業(23.0%)、医療・福祉(12.1%)、宿泊業・飲食サービス業(10.4%)などの 第三次産業が8割以上を占め、町田駅周辺を中心に市街地を形成しています。また、2019 年には「南町田グランベリーパーク」といった大型商業施設を含めた新しい市街地も誕生 しています。

【令和6年度の重点対策】

- 改正労働基準法(以下「労基法」という。)に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康 障害防止対策の推進
- 2 中小企業及び令和6年度から時間外労働の上限規制が適用された事業場(建設業の労働者、 自動車運転者、医師等)に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策の推進
- 3 労働者の安全と健康確保対策の推進(第14次労働災害防止計画の推進)
- 最低賃金の周知と履行確保対策の推進
- 5 労災保険給付の迅速・公正な処理

【八王子労働基準監督署町田支署の組織と主な業務】

監督•安衛課

【監督部署】

- 労働条件等の監督指導、申告処理
- 労基法等に係る許認可の調査
- 司法警察事務

【安全衛生部署】

- 労働災害防止及び労働者の健康確保の指導
- 災害調査、特定機械の検査

- 計画届の審査・調査
- 労働者死傷病報告、健康診断結果報告、安全管理者選任報告等の届出

労災課

- 労災補償給付(療養·休業·障害·遺族等)
- 労働保険関係成立の届出、
- 労働保険料の申告・納付、労働保険算定基礎調査等

総合労働相談コーナー

労働時間相談・支援(改正労基法の周知)

労基法等に係る各種届出及び報告の受理

- 職場のトラブルに関する相談
- 労使間の争いにおける助言指 導及びあっせん手続

2024 (令和6) 年度 重点対策の具体的内容

1 労働条件の確保・改善のために

(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の推進

東京労働局管内では脳・心臓疾患や精神障害等の労 災補償請求件数が高水準で推移し、長時間労働による 健康障害が発生していることから、長時間労働の抑制 及び過重労働による健康障害防止を図るため、次の事 業場に対する監督指導を実施します。

- ① 長時間労働(月80時間を超える時間外・休日労働)が疑われる事業場
- ② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る 労災請求が行われた事業場



(2) 中小企業・令和6年度適用開始業務(建設事業・自動車運転業務・医師)の事業場に 対する支援等

中小企業及び令和6年度適用開始事業・業務(建設事業・自動車運転業務・医師)の事業場の皆様に法令の趣旨・内容を理解していただくため、労働時間相談・支援コーナーでの相談対応のほか、労働時間等説明会、中小企業等の事業場への個別訪問による支援により、きめ細やかな周知及び支援を実施します。

- (3) 懇切・丁寧な相談対応と相談等を契機とした監督・啓発指導の実施
- ① 来署される方、電話等でお問い合わせされる方に 対して、丁寧でわかりやすい対応を心がけます。
- ② 相談や寄せられた情報の内容から労働基準法関係 法令違反のおそれのある事業場に対する監督指導を 実施します。
- ③ 大量整理解雇等の情報に対し、適切な労務管理がなされるよう速やかに啓発指導を実施します。
- (4) 迅速・適正な申告処理
- ① 賃金不払、解雇等の労働基準法違反が疑われる事案 について、労働者からの申告に基づき、事業主から事 実確認を迅速に行い、違反が認められた場合には速や かに是正するよう行政指導を実施します。
- ② 事実上の倒産をした事業場の労働者に対して未払賃金立替払制度の迅速・適正な運用を行います。
- (5) 最低賃金の周知・広報と履行確保

東京都(地域別)最低賃金(時間額1,113円(令和5年10月1日発効))の周知・広報と履行確保を図ります。 また、業務改善助成金等各種支援策の周知に努めます。



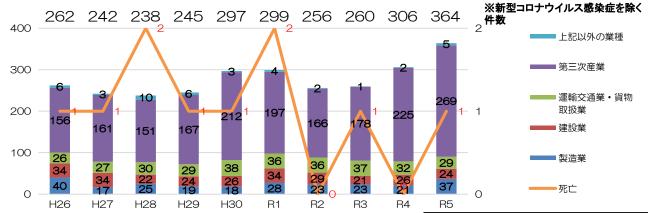


2 安全で健康に働くことができる職場づくりのために

(1) 八王子労働基準監督署町田支署管内における死傷災害の推移(年)



令和5年の死亡災害の発生件数は1件でした。休業4日以上の死傷災害は全業種で364件発生し、前年の306件に比べ、増加(19%増)となりました(新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)。特に、製造業、小売業、社会福祉施設等の第三次産業で増加しました。



(2) 第三次産業を中心とした労働災害防止対策

第14次労働災害防止計画(令和5年度~令和9年度)の2年目となる本年度は、東京労働局の基本目標である「死亡・死傷災害を2027年までに2022年と比較して5%以上減少」を踏まえ、当支署管内においても「死亡災害0件、死傷災害290件未満(コロナ除く)」の達成に向け、死傷災害の半数以上を占める第三次産業(特に、小売業、飲食店、社会福祉施設)を中心に次の取組を重点に進めます。

- ① 第三次産業に対して、集団・個別指導等を通じ、各種ガイドライン等に基づく災害防止対策の普及啓発及び指導を推進します。
- ② 事故の型別で最も多い転倒災害について、個別・集団指導、団体との連絡会議等で転倒災害のリスクを周知し、その防止のための取り組みを推進します。
- ③ 建設業においては、重篤な怪我につながりやすい墜落災害の防止対策を中心に指導します。

接客娯楽 業・貨物 取扱業 7%

令和5年休業4日以上の死傷災害 業種別割合(計364件)

1%

10%

建設業

7%

清掃・と その他の その他

畜業

2%

三次産業

14%

保健衛生業

(3) 石綿ばく露防止対策等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

健康確保推進のため、次の取組を重点に進めます。

- ① 過重労働による脳・心臓疾患の発症を防止するため、医師による面接指導などの健康管理対策について指導します。
- ② 労働者のメンタルヘルス不調を見逃さないため、ストレスチェック制度をはじめとした産業保健活動の適切な実施を指導します。
- ③ 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に基づく取組を周知し、熱中症予防対策を推進します。
- ④ 化学物質による健康障害防止対策について指導します。
- ⑤ アスベスト、その他じん肺症、一酸化炭素中毒、腰痛など職業性疾病対策について指導します。
- ⑥ 衛生管理体制の確立、健康診断及び事後措置等について 指導します。

定期健康診断有所見率の推移(年)



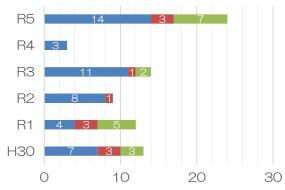
商業 23%

3 労働災害の被災者やその家族の救済のために

労働災害による被災者が安心して治療に専念し、 早期に職場復帰できるよう、また、事業主間の公 平が図られるよう、以下の取組を重点的に進めて いきます。

- ① 労働保険の未手続事業の一掃対策を推進します。
- ② 労働保険料等の適正な徴収を行います。
- ③ 過労死等事案などの的確な労災認定を行いま す。
- ④ 労災補償業務の迅速・適正な事務処理を徹底します。

過労死等事案の労災請求件数年度



■精神障害事案 ■脳・心臓疾患事案 ■石綿関連事案

4 庁舎案内



八王子労働基準監督署町田支署

〒194-0022 町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎2階

TEL 監 督 042(718)8610 安全衛生 042(718)9134 労 災 042(718)8592

